

吸收合併に係る事後開示書類

令和 8 年 1 月 20 日

大阪市中央区道修町四丁目 4 番 10 号
小林製薬株式会社
代表取締役 豊田賀一

小林製薬株式会社（以下「甲」といいます。）及び株式会社梅丹本舗（本店：和歌山県紀の川市北勢田 1088 番地 11。以下「乙」といいます。）は、令和 7 年 10 月 31 日付合併契約書に基づき、令和 7 年 12 月 31 日をもって合併いたしましたが、会社法第 801 条及び会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記のとおりこの合併に関する事項を記載した書面を備え置きます。

記

1、吸收合併が効力を生じた日

令和 7 年 12 月 31 日

2、乙（吸收合併消滅会社）における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

- (1) 本件合併は法令及び定款に従ってなされており、また、乙は甲の完全子会社であるため、乙の株主による吸收合併差止請求はありませんでした。
- (2) 乙は甲の完全子会社であり、株式の買取請求をされた株主はありませんでした。
- (3) 該当する新株予約権は存在しないため、会社法第 787 条の適用はありません。
- (4) 会社法第 789 条の定めに従い、令和 7 年 11 月 17 日付官報及び電子公告により債権者に対し本件合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限である令和 7 年 12 月 17 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3、甲（吸收合保存続会社）における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 本件合併は法令及び定款に従ってなされており、また、乙は甲の完全子会社であるため、本件合併が会社組織に変更をもたらすとは考えられず、甲の株主による吸收合併差止請求はありませんでした。
- (2) 本件合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに行ったものであるため、会社法第 797 条第 1 項但書により、株式の買取請求は認められておりません。

(3) 会社法第 799 条の定めに従い、令和 7 年 11 月 17 日付官報及び電子公告により債権者に対し、本件合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限である令和 7 年 12 月 17 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4、吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

甲（吸収合併存続会社）は、令和 7 年 12 月 31 日をもって、乙（吸収合併消滅会社）から権利義務全部を承継しました。
その内容は別紙 1 のとおりです。

5、会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙 2 のとおりです。

6、会社法第 921 条の変更の登記をした日

令和 8 年 1 月 13 日

7、その他吸収合併に関する重要な事項

甲（吸収合併存続会社）は乙（吸収合併消滅会社）の完全親会社であるため、本件合併に際し、株式を含む一切の金銭等の対価の交付を行っておりません。

以上

【別紙1】

吸收合併消滅会社（株式会社梅丹本舗）から承継した重要な権利義務に関する事項一覧

(単位：円)

No	勘定科目	内容	金額（帳簿）	備考欄
1	貯蔵品	切手	57,670	
2	前払費用	固定資産税（紀の川市）	2,242,173	土地、家屋
3	前払費用	ZMP保守契約料（前払分）	867,680	
4	未収金	未収消費税	5,288,914	合併事業年度申告に伴う還付
5	有形固定資産	建物（工場）	223,827,081	過去に減損処理済
6	有形固定資産	構築物	12	過去に減損処理済
7	有形固定資産	機械装置	184	過去に減損処理済
8	有形固定資産	工具器具備品	83	過去に減損処理済
9	有形固定資産	土地	168,000,000	過去に減損処理済
10	未払法人税等	法人税、県民税、市民税、事業税	116,570,900	合併事業年度申告分

以上

【別紙2】
吸収合併消滅会社（株式会社梅丹本舗）が備え置いた書面

吸収合併に係る事前開示書類

令和7年11月17日

和歌山県紀の川市北勢田 1088 番地 11

株式会社梅丹本舗

代表取締役 千葉 和紀

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1、吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、令和7年10月31日付で、合併契約書を締結しました。

2、合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社である小林製薬株式会社は、当社の完全親会社であるため、本件合併に際しては株式を含む一切の金銭等の対価の交付は行われません。

3、合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4、新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当する新株予約権は存在しません。

5、吸収合併存続会社の計算書類等

(1) 吸収合併存続会社である小林製薬株式会社の最終事業年度（令和6年1月1日～令和6年12月31日）に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社である小林製薬株式会社の最終事業年度（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は特にありません。

6、重要な後発事象に関する事項

当社の最終事業年度（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に影響を与える事象は特にありません。

7、債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併存続会社である小林製薬株式会社は、当社の完全親会社であり、事実上、当社と財務上的一体関係にありましたので、合併後の債務の履行の見込みにつきましては、従前どおりであると見込んでおります。

以上